

令和6年3月25日
302会議室

令和6年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第6回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和6年3月25日(月)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時09分
休憩① 午後 3時05分～午後 3時06分

- 2 場 所 302会議室

- 3 出席者
教育長 栗原 寛
教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春
小柳 郁美 堀切 菜摘
署名委員 堀切 菜摘

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘
学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 澤田 克己
指導課長 佐藤 達哉 統括指導主事 片山 伸哉
教育支援課長 鈴木 峰宏 学校給食課長 青木 勇
生涯学習推進センター長 庄司 康洋 図書館長 池田 朋之

- 5 会議に出席した事務局の職員
教育総務課庶務係 和田 健治 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第 14 号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第 15 号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第 16 号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第 17 号 立川市立中学校に係る学校部活動の方針について
- (5) 議案第 18 号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第 19 号 立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について
- (7) 議案第 20 号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について
- (8) 議案第 21 号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (9) 議案第 22 号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第 23 号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第 3 次学校教育振興基本計画の進捗状況について

3 報告

- (1) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について
- (2) 石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧サービスの提供について

4 その他

令和6年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年3月25日

302会議室

1 議案

- (1) 議案第14号 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 議案第15号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第16号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第17号 立川市立中学校に係る学校部活動の方針について
- (5) 議案第18号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第19号 立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について
- (7) 議案第20号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について
- (8) 議案第21号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について
- (9) 議案第22号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第23号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

2 協議

- (1) 立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について

3 報告

- (1) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について
- (2) 石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧サービスの提供について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和 6 年第 6 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 はい、承知しました。

○栗原教育長 よろしくお願いいたします。

本日は、議案 10 件、協議 1 件、報告 2 件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。

1 議案 (1) 議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件等でございますので、非公開として取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 それでは、1 議案 (1) 議案第 14 号、教育委員会職員の人事異動について、は 4 その他終了後に非公開として取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第 6 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

○栗原教育長 ありがとうございます。

◎議 案

(2) 議案第 15 号 立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 次に、1 議案 (2) 議案第 15 号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第 15 号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。裏面の 2 ページ目をご覧くださいと思います。

規則の第 8 条は、教育委員会定例会等の会議において、傍聴席に入ることができない者を規定しております。

また、第 2 項には、12 歳以下の者は傍聴席に入れないという年齢制限と、ただし書きで教育長の許可があれば可能と規定してございます。

昨年の教育委員会定例会におきまして、12 歳以下のお子さんを連れの方がお越しになり、お子さんと一緒に傍聴したいという申し出がありまして、教育長の許可を取り、一緒に傍聴をしていただいたことがございました。

事務局において、都内 26 市の傍聴規則を確認したところ、年齢制限を設けている規定は本

市だけであり、今後もこういった方が傍聴にお越しになることが想定されますので、年齢制限の規定を削除するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、令和6年4月1日からとなっております。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 私も12歳以下の者が、傍聴席に入ることができないというのがなくなることは賛成です。

前回、確か赤ちゃんが傍聴席に来られていたと思うのですがけれども、例えば小学校高学年ぐらいになって、こういう会議に興味があるというので見たいというのは分かるのですが、赤ちゃんのような年齢の子どもが入るメリットは、あまりないのかなと思います。会議の中にぽんと入れられて、泣いてしまったり、聞いているお母さんも泣いてしまわないかなと思ながら面倒を見ると思うし、赤ちゃんの声が得意ではない傍聴の方もいらっしやると思います。そういうことがあるので、私はこの規則に記載するかどうかは別としてなのですけれども、託児をしたほうがいいのではないかと思います。

少し論点とはそれてしまうのですが、12歳以下を入れることは問題ないと思います。ただ、託児をつくったほうが、いろいろな方が会議を見てみようと、もっと興味を持つ方がいらっしやると思いますし、そういったことを考えていただけるといいなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 市の他の会議では保育士の方をお願いしてという会議もございます。

教育委員会の会議ですと年間24回あること、保育のスペースをどうするかという課題がございますので、そこはこれから検討課題とさせていただければと思います。ありがとうございます。

○栗原教育長 少し補足すると、教育委員会定例会以外のことですけれども、広報でも保育を希望する方は事前にお申し出くださいといった形で、保育の必要な人の配慮は徐々にすけれども、進んでいます。

ただ、学齢前のお子さんを対象にしても、1歳未満のあまり小さなお子さんは、保育が難しいということも現状ではございます。そのような方も、定例会を積極的に傍聴できるように、考えていきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑がないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第15号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(2)議案第15号、立川市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第16号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1議案(3)議案第16号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第16号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正は、教育委員会事務局の組織について、令和6年4月1日付で改正するものでございます。

2ページ目をご覧ください。まず、第2条の規定につきましては、教育総務課に設置してあります学校施設建替係を管理係と建築係の2つの係に分ける改正でございます。

続きまして、2ページ目の一番下の第3条第4項の改正は、教育委員会事務局に主任指導主事を設置するものでございます。内容につきましては、人事に伴う改正となるため、後ほど非公開でご審議いただく議案第14号、教育委員会職員の人事異動について、でご説明させていただきます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。第3条第6項に規定しております学校給食課に主査を置く規定につきましては、新たに建設しました学校給食東共同調理場が昨年8月から稼働しまして、担当主査の役割が終了したことから、当該主査の規定を削除するものでございます。

続きまして、3ページ目の中段から4ページにかけての第4条の事務分掌でございます。こちらは、先ほどご説明しました2つの係に分けた管理係と建築係のそれぞれの事務分掌を規定するもの、もう一点は4ページ目にございます教育支援課管理係の事務分掌を教育相談係に移行するものでございます。

今回の改正内容の施行日は、令和6年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 3ページ、第4条になりますけれども、「(2) 学校教育施設の建替えに係る企画、調整及び調査に関すること」、その下に建築係の「(1) 学校教育施設の建替えに係る建築、設備等の企画、調整、調査、設計、施行及び監督に関すること。」となっておりますけれども、管理係の建替えに係る企画、調整、調査、それから建築係の建替えに係る建築設備等の企画、

調整、調査は、それぞれ、どのようなすみ分け、お仕事になるのか教えていただけますでしょうか。

○栗原教育長 鈴木学校施設建替担当課長、お願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 令和6年度に第二小学校等複合施設の整備を行う事業者が決定する予定です。その後、業務の内容が今までとは変わってまいりますので、先を見据えて組織を変更したいと考えております。

管理係は、第二小学校等複合施設、立川第五中学校及び立川第三中学校の事業者選定の手続きを主に進めてまいります。また、対外的な調査等に対応すること等も含めて、この辺りが管理係の(2)の内容に該当します。

建築係は、整備についての事業者が決定した後に、その事業者と整備内容等について打ち合わせや調整等を主に進めていく、これらが建築係の(1)にあたる形となっております。

補足で補助金の関係については、両方の係で対応するといったことで、2つそれぞれに示しているところです。

以上です。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 同じように企画、調整、調査ということが入っているものですから、お仕事の中身がどういうふうに違うのかというのをご説明いただいたのですけれども、理解が追いつかないので、もう少し教えていただけますでしょうか。

○栗原教育長 鈴木学校施設建替担当課長、お願いいたします。

○鈴木学校施設建替担当課長 申し訳ございません。まず、管理係は、建替えに係る企画、調整という書き方ではありますが、主に事務的なところをイメージしていますので、そこを建築係では建築、設備等という表記ですみ分けをしている書き方としております。

入札の手続き等は管理係、実際に実務といいますか、事業者が決まり、実質的なところが進んでいけば建築係が建築設備に関わる調査や設計、施工を行う業務が出てくるので、こういった書き方で分けているところです。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第16号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(3)議案第16号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

(4) 議案第 17 号 立川市立中学校に係る学校部活動の方針について

○栗原教育長 次に、1 議案 (4) 議案第 17 号、立川市立中学校に係る学校部活動の方針について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 議案第 17 号、立川市立中学校に係る学校部活動の方針について、ご説明いたします。

前回、第 5 回定例会において、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、また東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を基に作成した「立川市立中学校に係る学校部活動の方針」(案)について、ご協議いただきました。

そこでのご意見、ご指摘を基に、誤字脱字等を一部修正させていただいたものでございます。この後ご議決いただいた後に、これを基に中学校部活動を実施してまいります。この件についてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 17 号、立川市立中学校に係る学校部活動の方針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案 (4) 議案第 17 号、立川市立中学校に係る学校部活動の方針について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第 18 号 立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1 議案 (5) 議案第 18 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木教育支援課長、説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 議案第 18 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

特別支援教育就学奨励費の支給方法を明確化することのほか、必要な文言の整理を行うものでございます。

施行は、令和 6 年 4 月 1 日からを考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 申請書の書式を見させていただいて、記載欄②の「お住まいの状況」に実際のお住まいが持ち家なのか、賃貸なのかという調査があるようなのですが、この項目で申請が通る、通らないということがあるのでしょうか。お尋ねします。

○栗原教育長 鈴木教育支援課長、お願いいたします。

○鈴木教育支援課長 こちらの申請書を基に対応させていただいているのですが、就学奨励費の認定作業につきましては、収入額と需要額の比較で認定してございます。毎月の支出に係る家賃につきましては需要額に含まれますので、今ご指摘いただきました持ち家、賃貸という欄で確認させていただいており、必要な項目として考えてございます。

以上でございます。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 仮に持ち家としましても、何年かすれば維持費がいろいろかかってきます。台所回りや下水の詰まり、壁面や屋根の修理ということも考えると、持ち家と賃貸という違いはなくてもいいのかなと思ったのでご質問いたしました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑がないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 18 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案 (5) 議案第 18 号、立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(6) 議案第 19 号 立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について

○栗原教育長 続きまして、1 議案 (6) 議案第 19 号、立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第 19 号、立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について、ご説明いたします。

まず、この規則を制定するに於ける背景をご説明させていただきます。

先週の3月22日金曜日に閉会しました令和6年第1回立川市議会定例会におきまして、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が、可決され公布されました。この条例は、書面等により行うこととされている行政への申請等について、オンラインにより行うことができることなどを定めた条例で、市民等の利便性の向上、また行政事務の簡素化、効率化を図ることを目的としてございます。

この条例の公布に伴い、オンラインによる申請等の具体的な手続きを定めた、立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行規則が制定されました。この施行規則は、市長部局の各部署におけるオンラインによる申請等の手続きを規定するものであります。従いまして、教育委員会においても同様の規定が必要となっております。

お手元の議案第19号の2ページに規定している内容は、3つの条の構成となっております。市長部局の施行規則を準用する形の規則となっております。

施行日は令和6年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第19号、立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則につきましては、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(6)議案第19号、立川市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則について、は承認されました。

◎議 案

(7) 議案第20号 立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1議案(7)議案第20号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第20号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

改正前の第5条の中に、立川市職員の主任の職の指定等に関する規程という準用規程がありまして、こちらが名称変更となりました。この名称の変更理由としては、市職員の定年が延長となりますが、令和6年度から定年延長となった職員の職を主査という位置付けにし、この主査を指定する場合の手続き等をこの規程の中に入れ込む改正が行われました。

また、立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程という名称変更も行われたところでございます。

教育委員会の処務規程においては、この指定等に関する規程が準用されておりますので、第5条の改正を行うものでございます。

施行日は令和6年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第20号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(7)議案第20号、立川市教育委員会処務規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(8) 議案第21号 立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について

○栗原教育長 続きまして、1議案(8)議案第21号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第21号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

今回の改正は、先ほどの議案第16号にてご説明しました教育委員会事務局の組織改正に伴い、新たに主任指導主事を設置すること、また議案第20号にてご説明しました立川市職員の主査及び主任の職の指定等に関する規程、こちらの名称変更、2つの改正に伴い、教育委員会の規程についても同様の改正を行うものとなります。

施行日も同様に令和6年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第21号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育

委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

- 栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案 (8) 議案第 21 号、立川市教育委員会職員職名規程及び立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程について、は承認されました。

◎議 案

(9) 議案第 22 号 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

- 栗原教育長 次に、1 議案 (9) 議案第 22 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

- 澤田学務課長 立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

市立学校における 4 月からの学校給食費の無償化に伴い、援助内容が一部変更となります。そのため必要な文言の修正、削除及び様式の修正などの整理を行うものでございます。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとなっております。

以上でございます。

- 栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 ご説明ありがとうございます。3 ページ目、就学援助費受給児童・生徒に係る変動通知書はなぜ付いているのでしょうか。

- 栗原教育長 澤田学務課長、お願いいたします。

- 澤田学務課長 こちらの 변동通知書の「※市内転校による異動」の中、支弁状況というところに、給食費の欄が以前はございました。そちらを今回削除しましたので、削除したものを提示してございます。

以上です。

- 栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

- 小柳委員 ご説明ありがとうございます。では、給食費の欄を削除して、この様式は今後もまだ使うということよろしいでしょうか。

- 栗原教育長 澤田学務課長、お願いいたします。

- 澤田学務課長 4 月からこの通知書を使っていきます。

以上でございます。

- 栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか質疑がないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第 22 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 議案 (9) 議案第 22 号、立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(10) 議案第 23 号 立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○栗原教育長 続きまして、1 議案 (10) 議案第 23 号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より議案第 23 号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

令和 6 年第 1 回立川市議会定例会において、立川市立学校の学校給食費に関する条例が改正されたことに伴い、学校給食費の無償化及び学校給食費の額に係る規程を変更いたします。

2 ページ目以降をご覧ください。令和 6 年第 3 回教育委員会定例会において決定いただきました給食費の改定額を第 4 条、学校給食費の額に記載しております。第 4 条第 2 項以下、学校給食費の無償化に伴う学校給食費の不徴収の例外及び各種給付により充てることなどとともに、学校給食費の決定の通知を省略することができることを定めております。

なお、この規則の施行日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からとなります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 2 ページの金額が変わりましたところですが、これは毎年変わるのですか。それとも 4 月 1 日から施行されたらずっとそのままなのか、年に 1 回物価などで変更があるのか教えてください。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 今回もそうなのですが、給食費につきましては、実際に作っていて、これでは作れないというところが出た時に審議会に諮問して、改正している状況になっております。よって、来年以降、大幅に物価等の変更がないならば、そのままの形になるかと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

まず学校給食費については、令和6年度については小学校、中学校ともに全員給食費を取るということはありません。ただ、第4条第2項などで、中には教育支援の関係で就学奨励費を受けている方、また生活保護を受給している世帯については公費が優先ということで、例えば生活保護を受給されている方は、そちらから市にその分の国費がきちっと入ってくるということがございまして、そういった方を別にしてしているというところがございます。

青木学校給食課長で補足があったらお願いいたします。

○青木学校給食課長 今回の例外に挙げさせていただいているものは、その中に国費も入っておりまして、そちらを優先的に入れることによって、市の持ち出しを減らすような手続きを取らせていただいて、無償化をする形になっております。

以上です。

○栗原教育長 補足説明ありがとうございました。

ほかは質問よろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかに質疑ないようでございます。

それではお諮りいたします。議案第23号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1議案(10)議案第23号、立川市立学校の学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について、に入ります。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について、ご説明いたします。

本年の第2回教育委員会定例会におきまして、令和7年度からの計画であります立川市第4次学校教育振興基本計画の策定方針について、ご協議いただいたところでございますが、令和6年度から本格的な当該計画の検討を行っています。

今回ご協議いただく内容は、第4次の次期計画を検討する上でのベースとなります現計画、立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について、でございます。

まず、A3横使いの資料の表紙をご覧くださいと思います。施策の体系を掲載しておりますが、現計画は3つの基本方針とその基本方針にぶら下がる3つの施策で成り立っております。例えば、基本方針1は、学校教育の充実で、施策は学力向上、豊かな心を育むための教育の推進、体力の向上と健康づくりの促進の3つの施策になります。

表紙を開いていただいて1ページ目をご覧ください。基本方針1、学校教育の充実の施策、学力の向上の進捗状況をまとめてございます。左上が令和2年度から令和5年度までの主な実績を箇条書きに記載してございます。右上に記載している表が現計画に設定しております取組の指標で、一番右側に設定してございます目標値に向けた令和2年度からの数値とその下に現状分析を記載しております。

続きまして、下の大きな表をご覧ください。表の縦に見て左から3列目までは、現計画における取組項目を記載しております。担当の課、取組の項目の名称、また記載内容を現計画からそのまま転記してございます。その隣の4列目については、取組項目に対し令和2年度から令和5年度までのどのようなことを行ってきたかという進捗状況、また5列目、一番右側の列は進捗状況を踏まえた現状の課題と今後の事業予定について記載しています。本日は、この4列目や5列目の記載内容について、また全体につきまして、さまざまなお意見を頂戴できればと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。

なお、本日は基本方針が3つございますが、そのうちの基本方針1の学校教育の充実に関わる部分について、ご協議いただきます。具体的には基本方針1、学校教育の充実の1、学力の向上、2、豊かな心を育むための教育の推進、3、体力の向上と健康づくりの促進、以上の部分になります。残りの2つの基本方針につきましては、次回の定例会で協議を行いたいと思っております。

それでは、基本方針1に関わる部分でのご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 ご説明ありがとうございました。まず、この表がとてもすっきり整理されていて、子どもだけではなくて、一般市民の方もどういう取組でどういう改革を行っているかというのが分かりやすく、表記もとても易しい文章で丁寧に書かれていてありがたいという印象を持ちました。

いくつか申し上げたいのですけれども、まず少し残念だなと思ったのは、表の見出し「基本施策1、学力の向上」の下に主な実績を幾つか挙げていただいておりますが、下の大きな表に取組項目名があって、1-1-①と整頓されているので、主な実績もこの順番の表記にしてください、できれば主な実績1番の立川スタンダード20については、1-1-丸何とかであるという見出しまで付けていただけると、こういう取組を今年度やったのだ、どのようなことか詳しく見てみようということが利用しやすいと思ったので、ぜひお願いしたいという提案です。

もう一つは、最近新聞を見てなるほどと思ったことがあったのですが、今、外国から日本においでになっている方が約322万人いて、立川にどれぐらいいらっしゃるのかは把握していないのですけれども、そういう方たちのほとんどが、英語が通じない。それよりは、私はこれをします、あなたも一緒に学校へ行きましょうなどの、簡略化した丁寧な日本語が今求

められていると新聞で読んでびっくりしました。市で教育委員会として発信する内容についても、今後そういうことは必要なのかなと思います。

についてはなのですけれども、項目によっては5行~7行にわたっていて、もう少しすっきりできると思ったところがありました。日本語を母国語としない方も今後増えることを考えた上で、発信するものについても、端的で簡潔な文章の表現をぜひお願いしたいです。見出しの主な実績については、ぜひ一覧表の項目とリンクさせていただきたいというのが全体のことでございます。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 石本委員、ご提案ありがとうございます。こちらの取組項目がそれぞれ計画の記載をそのまま転記しているような形なのですが、やはり内容が欠けているものもありますし、項目によっては何個か載っているところもあるので、そこは整理させていただければと考えてございます。

それと計画の記載内容は、現計画に記載しているものなので、それは変えることができないのですが、令和5年度までの進捗状況など、一番右側の列の現状の課題と今後の事業予定、10行ぐらい書いてあるところもございますので、分かりやすい表現に端的な文章となるよう直していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○栗原教育長 続けて石本委員、お願いいたします。

○石本委員 1の学力向上についてなのですけれども、下の表で指導課1-1-②、研修の充実のところ、2行目、各職層における資質・能力の向上とありますが、例えばかっこ書きで主幹や主任ということを入れていただく必要があるかなと思いました。

それから、1-2-⑤「現状の課題と今後の事業予定」の下から2つ目です。入力の間違いかなど思うのですけれども、1行目から読むと児童・生徒に関するさまざまなデータをかし、と書いてあります。多分表記の誤りだと思ったので、お伝えさせていただきました。

○栗原教育長 石本委員から記載のことで記載内容の誤りではないかというご質問等頂きました。佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 石本委員のおっしゃったとおり、職層について、ついこのような書き方をしてしまうのですが、一般の方から見た際には職層というのは何なのか。いわゆる教諭、主任教諭、主幹教諭、教員の中でも職層が経験と選考によってございますので、職層と表現しているところは、今回修正を反映させられるかどうかは確認が必要なのですが、ご意見として承りたいと思います。

また、ご指摘いただいた1-2-⑤の指導課のところ、児童・生徒に関するさまざまなデータを可視化し、ということ。平仮名で大変申し訳ないです。漢字にしていれば非常に分かりやすかったかと思います。ご指摘ありがとうございます。

以上です。

○栗原教育長 可視化の部分は間違っていないということでよろしいですね。

では、石本委員、お願いいたします。

○石本委員 2-1-②の2行目になりますけれども、自他ともに大切にしようとする態度を養うために、人権尊重教育推進校における実践や研究の成果をと出ていますけれども、重点や実践校、例えば具体的に何中、何小などということをごここには書かれないのでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 人権尊重教育推進校といいますのは、毎年、本市で必ずどこか1校ということではなくて、この近隣の地区で今年も昭島市の何々小学校、中学校など、次年度は立川市立何々小学校、中学校といった形で、近隣の地区で、毎年2年計画で指定されてございます。

本市でも近年でいきますと、第一小学校が人権尊重教育推進校として取組をし、その授業等を参観させていただいた内容を各学校に持ち帰って生かしているといったところがございます。

説明は以上です。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 ありがとうございます。承知いたしました。

続いてご提案なのですけれども、現状の課題が書かれており、下の表できちっとできていますけれども、やはりこの中では人権、道徳、いじめ、いわゆる生命を守るという観点から、そういうところは重いなと思うので、その観点に立川はしっかり力を入れているぞということが分かるような実績の表示の仕方をお願いしたいです。特に頑張っているところを例えば太字にするという手もあるのですけれども、見栄えもあるでしょうから、参考意見ということで申し上げました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 基本1の学力向上の部分で、1-1-①、校内研究の推進のところでお尋ねしたいのですけれども、教育力向上推進モデル校は、今まで2~3年かけて研究しているものを数年前まで毎年数校指定されていたと思うのですけれども、それが今度なくなって、今後は校内研究を充実していくという理解で合っていますでしょうか。

○栗原教育長 では、佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 おおむねそういった理解でよろしいかと思いますが、校内研究の延長上にあるのが教育力向上推進モデル校といった全ての学校で毎年校内研究といって、授業力、指導力の向上に向けた取組は行っております。

本市は、これまで教育力向上推進モデル校としてある一定のテーマを設定して、各学校を指定して取り組んでいただいたのですが、次年度からはこれまでやってきているところを中心に、推進モデル校はその良さもありつつ、また発表といったものがセットになってくるところがありますので、さまざまな視点から総合的に判断して、次年度以降はあえて指定せず、各学校において校内研究を充実させていこうという形にさせていただいております。

以上となります。

○栗原教育長 では、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 現場の先生方の裁量が増えるということで大賛成でございます。先生方が子どもたちに向き合っておられて、そこから生まれる疑問というのを研究していただきたいと私も思いますので、よく分かりました。ありがとうございます。

続けてよろしいですか。3の3-2-①、健康教育の推進の中の現状の課題に性教育の話が書いてありまして、いろいろな議論があるものだと思うのですが、具体的にどのような授業をされているのか伺ってもよろしいでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 それぞれ学校において保健の授業の中で学習指導要領の内容に沿って性教育を行っていくわけなのですが、そのほかに外部講師を活用して授業を行っているケースがございます。例えば中学校においては、医師を外部講師としてお迎えし、性に関する多様な視点の理解に向けての授業や、また男女の性差について、またLGBTQについてといったところも含めて、内容もしっかりと検討した上で取り組んでいただいている実態がございます。

以上でございます。

○栗原教育長 引き続き堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 性教育に関しては、ユネスコが国際セクシュアリティ教育ガイダンスを出してまして、これは人権教育としての性教育という感じなので、もしかしたら基本施策2に係る部分もあるかもしれないのですが、国際的に目指されている水準としては多分そこだと思うのですが、これを学ばれる機会はあるのでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 堀切委員のご指摘のように、発展的にそういった内容を取り上げることもあるかと思いますが、ベースとなりますのは学習指導要領の内容でございます。特に性教育等については、非常に配慮が必要な部分もございますので、そういったところに留意しながら、各学校において教育活動を展開していると理解しております。

以上です。

○栗原教育長 引き続き堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 性教育というと違うように誤解されやすいのですが、このガイダンスは多様性を認める社会の根本のようなことが書いてあって、ぜひ市民みんなで学ぶ機会をつくっていただきたいと私は思っております。

なぜかという、先ほど人権、道徳、いじめが非常に大事だという意見も石本委員からありまして、私もそれに賛同するのですが、同調圧力が高い日本では、周りに合わせるために自分の感覚を無視するというのが実質生きる力になっているようなところがあります。そういう環境をつくっておきながら、子どもに意見を求め、対話が大事だと言っている状況になっています。性的同意などよく話題になりますけれども、嫌なことをノーと言える人がイエスと言わなければいけない環境が現状あり、嫌なことをノーと言って浮かない教室、社会に

なっていますか、感じ方はみんな違うよという共通理解がまず大人にあるのでしょうかというところを押さえないといけないと思います。

日本の教育は、国際的に見れば学力や識字率など非常に高く、ありがたいのですけれども、ここだけは親として学校に任せられないと思っている部分です。私もわが子のために必死で学んでおりますけれども、結局は関係性の中でのことなので、社会が変わってもらわないといけないというところがありますので、力を貸していただきたいという親のお願いでございます。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。例えば中学校で性教育を扱っているのは保健領域で、私も教科用図書などを見ましたけれども、それは性教育の中では命の問題、性の問題が中心で、LGBTQ や性的マイノリティーなどの課題は、人権と本当は重なっている部分だと思うのですけれども、どちらかという人権教育としての性教育というよりは、そういう色合いのほうが強いのかなと思っております。

同調圧力について、一般的に日本社会がそのように言われており、自分を出すことがなかなか難しいということは、私も堀切委員の意見に賛成でございます。その辺を含めて今年は今和7年度から使用する中学校の教科書の選定などもありますので、そういった部分でまた、どういった教育を立川市で目指すのか、それに対してふさわしい教科用図書はどれかというところで議論できるかもしれませんので、ぜひそういったところを活用していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 質問1件と意見が1件なのですけれども、まずこの表は、計画があつて、今これだけ進んでいて、今後の課題がこうだというのが非常に分かりやすく、とても見やすくありがたいです。

質問なのですけれども、今協議している計画が公開されるとなった場合、現状の課題と今後の事業予定の欄は公開されるのでしょうか。それとも、ここで協議したら、この欄は消えて、進捗状況までを出すのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 第4次の学校教育振興基本計画は、本格的な協議は来年度からになります。庁内の部課長で構成する庁内の委員会と、有識者の方や校長先生の方、公募市民も含めた外部の検討委員会を7月頃たち上げるのですが、その検討の際に、教育委員会の中で協議をして、これまでの振り返りをした結果を資料提供させていただいて、検討委員会の中でこれまでこういった取組をやってきたのだというベースのインプットをして、第3次計画の記載内容や取組項目を、第4次ではこういった取組項目をやっていったらいいのではないかとという材料になるというイメージでございます。分かりづらくてすみません。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 質問は終わりました。

意見なのですけれども、4ページの3-2-①なのですが、今後の事業予定のところでも、がん教育や性教育について、医療機関に無償で協力していただいておりますが、引き続き協力したい気持ちがある一方、無償での貢献について考えていて、市として予算を計上して実施するなど検討が必要ということなのですけれども、がんや性教育というのはとても繊細な問題なので、外部の方をお願いしたほうがいいのではないかと個人的に思います。学校の先生だと言にくいこともあるだろうし、やはり専門の方が言ったほうが、子どももすっと理解するのではないかといい気持ちでいます。

同時に、2ページの2-1-②に戻りまして、人権教育の推進も、学校の先生が人権について説明するのもいいのですが、どこかの中学校で弁護士の方が実際に学校に行き、人権の話をするというケースがあったかと思うのです。その話を聞いた時に非常に良いなと思いました。弁護士の方から人権が大事ですと言われるのと、学校の先生から人権が大事ですと言われるのでは、子どもたちの受け取り方が違うと思います。外部の人が入ってくると緊張感があるというか、専門の外部の方に正しい知識を入れてもらうためにお金を使っていたきたいなと思います。

以上です。

○栗原教育長 今のは意見ということでよろしいですか。佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ご意見ありがとうございます。子どもたちの教育の中で、教員が一番深く関わっていることはもちろんなのですが、そういった外部講師の方々に来ていただいてお話しいただくことも児童・生徒にとっては非常に理解が深まる貴重な機会だと思っております。

予算的な部分では、さまざま各種調整等が必要なのですが、できる限り回数も含めて実施できないかどうか検討していきたいと思っております。進捗状況の中で人権教育プログラムを活用したというのは、東京都が毎年作成して改定しているものなのですが、こういったものも確実に活用して、教師自らもしっかりとした人権教育ができるように指導課としても努めてまいりたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 さまざまなご説明ありがとうございます。今、堀切委員や小柳委員がお話になりましたが、がんや性教育の面で、逆に言うとも医者によって話す内容が違ってくることもあります。話したいと言っている専門家の話というのが、どれだけ細かいところに配慮しているかというところがなかなか難しく、お願いする方も大変だろうなと思いますけれども、結構難しい面があるため、どうしても一番いいのかをお考えいただければと思います。

もう一点、意見よろしいでしょうか。1ページの1-2-⑤でタブレットPCの故障、破損などが進捗状況として書かれており、学校においては大変なことだろうと思うのですが、それに対して、現状の課題と今後の事業予定で、令和7年度のタブレットPCの更新に向けてという具体的な方針が示されているのがとても良いなと思っています。

ですから、できれば現状の課題と今後の事業予定のところでも、なるべく前向きにこうした

らいいと今のところ考えていますというのを、1-2-⑤のように出させていただきたいと思うのですが、1-2-②の現状の課題で、教員の給食や産育休等により、習熟度別指導が実施困難な状況が発生していますというのが残念です。教師の産育休や休職の場合に、校長先生や周りの方々だけではなくて、具体的に立川市の教育委員会が何かできないかという方針を出していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○栗原教育長 今、伊藤委員の後段の部分は教員の配置ということでございますが、本市でも可能な限り欠員などを出さないような対応を取っているのですが、東京都としても教員不足のところは否めない事実でございます。

4月以降も定例会の中で報告する形になると思いますが、今非常に厳しい状況だというのは、東京都から連絡を受けているところでございます。ただ、現場が厳しい状況にならないように私どもも最大限努力していきたいと思っています。佐藤課長、よろしいですか。

○佐藤指導課長 はい、ありがとうございます。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。石本委員、お願いします。

○石本委員 4ページ、3-2-②の現状の課題と今後の事業予定を読ませていただいて、運営費のことはお困りだろうなということは伝わってきましたし、今後の課題の一部であるでしょうけれども、これからこういうことをさらにということがもう少し欲しいなと思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

○栗原教育長 澤田学務課長、お願いいたします。

○澤田学務課長 運営費以外の部分で、学校保健会は児童・生徒の健康についての意見交換や健診の実施について検討を行う、また、健康づくりに関する授業を行うという部分がありますけれども、学校でたてる保健の計画に、学校医等の医師の意見や保護者の意見を教育委員会として、どのように取り込みながら向上につなげていけるのかという課題があります。

それるかもしれませんが、市長の公約の中で水のフッ素化合物の洗口などを今後どうしていくかという部分がございます。こちらについてまず学校でどのようにそれが可能かという部分から来年度は進めていきたいと思っているのですけれども、学校での意見、また学校医、医師の意見もございますし、保護者はどのように考えているかという部分を調整していかなければいけないところでございます。そういった意味で、学校保健会の中で運営費のほかにもいろいろ課題があるところを伝えたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 私も改めて現状の課題と今後の事業予定ということで、運営費の課題もあるのかもしれないのですが、事業自体での課題といったところを、ぜひもう少し追記をお願いしたいと考えております。石本委員、そういったことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほか質疑ないようでございます。本日の協議はこれまでとし、残りの2つの方針については、次回の定例会で協議いたしたいと考えております。

◎報 告

(1) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について

○栗原教育長 続きまして、3 報告 (1) 図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について、に入ります。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について、ご報告いたします。

立川市図書館では、平成 31 年 1 月 4 日金曜日からスマートフォンやタブレット等を利用して収録された音楽を聞くことができるインターネット音楽配信サービス、ナクソス・ミュージック・ライブラリー「同時アクセス数 5」を導入しております。

ナクソス・ミュージック・ライブラリーとは、クラシックを中心とした音楽配信データベースで、CD16 万枚、250 万曲、1,000 レーベル以上、収録された音楽が聞き放題のサイトでございます。

このたび、令和 6 年 3 月 1 日金曜日、たちかわ電子図書館の視聴覚資料として、株式会社立飛ホールディングス様の費用負担によりまして、新たに同時アクセス数 5 を追加いたしました。利用方法は、PC のみの対応でしたが、スマートフォンやタブレット等でも当分の間ご利用いただけるようになっております。また、従前に導入した同時アクセス数 5 も、電子図書館からの利用であれば、ID、パスワードの発行は不要となっております。

利用手順につきましては、記載されているとおりでございます。

市民周知につきましては、今後「広報たちかわ」4 月 25 日号でお知らせいたしますが、市内の各図書館には案内チラシを配布し、図書館ホームページ、図書館 X (旧ツイッター) でお知らせしております。

報告は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 今、全世界で AI を活用した違法行為が行われていますけれども、例えば図書館インターネット配信サービスなどを利用して違法にダウンロードするなど、セキュリティについては万難を排して十分おやりになっていることは承知していますが、そういう懸念も聞いていますので、ぜひ安心・安全な活用が進みますようによろしくお願したいということだけです。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 もともとダウンロードができないようなシステムになっておりますし、電子

せて400回線ぐらいの利用がありました。それを5回線、5回線ということで、どっちかが埋まればどっちかをまた使うということで、今のところ10回線オーバーして使えないということはあまりありません。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 一応確認のためにお伺いしたいのですが、前回総合教育会議の時に電子図書に関して2年五十何回のような制限が、私は読むボタンをよく押していたのでとても反省したのですが、もしそういうことがあれば教えていただきたいと思ひまして、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 電子図書館の中でも視聴覚資料ということで、販売元が違っております。ナクソス・ミュージック・ライブラリーという会社で販売したものを代理店を通じて購入していますので、2年52回ということではなくて一年一年なのですけれども、とにかく合わせて10回線埋まれば聞けなくなってしまうということです。

以上です。

○栗原教育長 引き続き堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 安心しました。どうもありがとうございました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

今は電子図書館から入れば、ナクソス用のIDとパスワードは不要ですが、一方で従前ですと一回図書館に行って、IDとパスワードをもらって、期間が2週間という利用方法でした。未定ですが、今後としては図書館に来館の上、個別にIDやパスワードを渡すというのは、利用者の方にとっても手間なので、できれば図書館利用者はID、パスワードなしにこの方式で入れるような、利便性の向上と職員の労力が省ける利用形態にしていきたいと考えているところでございます。池田図書館長、それでよろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ないようでございますので、これで3報告(1)図書館におけるインターネット音楽配信サービスの拡充について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧サービスの提供について

○栗原教育長 続きまして、3報告(2)石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧サービスの提供について、に入ります。

こちらにつきましても池田図書館長、ご説明をお願いいたします。

○池田図書館長 石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧

覧サービスの提供について、ご報告いたします。

令和6年1月1日月曜日に発生しました令和6年能登半島地震における震災被害者への支援策として、立川市図書館は輪島市の小・中学生に対して、「たちかわ電子図書館」の電子書籍「児童書読み放題パック」を閲覧できる状態にしてサービス提供する事業を開始しました。

現在、輪島市の図書館員は復興業務にあたっており、図書館業務を中止しております。時間や労力を要する紙の図書の寄贈は受け入れておりません。ただし、簡便な手続きで済む電子書籍ならサービスの提供が可能であり、支援を必要としております。

立川市図書館は、輪島市と同じ電子図書館システムを採用しており、システム運用面で支障がないこと、また学校に電子図書館専用カードを交付し、読書活動推進に取り組んでいることから、連携がスムーズに進み、輪島市の子どもたちに読書の喜び、楽しみを電子書籍の閲覧という形にして、現地の子どもたちに届けさせていただくことができました。

提供期間は令和6年3月12日火曜日から8月31日土曜日までとなっております。対象者は、輪島市立の小・中学生及び教員等、他の自治体への避難者を含みます約1,240名を対象としております。

なお、23日土曜日、一昨日現在、908冊、利用者190名の子どもたちが読書を楽しんでおります。

対象コンテンツは、開始当初、「たちかわ電子図書館」内の電子書籍「児童書読み放題パック」11パック、585点から始めておりますが、4月1日からは3月22日の補正予算でお認めいただいた約120万円分の5パック、197点と、新たに株式会社立飛ホールディングス様からの寄贈分1パックを合わせまして17パック、796点となります。

さらなる資料の充実を図り、読書活動が推進することにつきまして、輪島市からも感謝の言葉を頂いております。

図書館からの報告は以上です。

○**栗原教育長** 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○**石本委員** とても勇気と希望を頂いた試みだったなと思っていて、向こうのお子さんたちもとても喜んでいるのだなと思います。

回線のパンク等いろいろな状況もあるのだらうと思うので、そんなに簡単に出来ないと思うのですが、今は小・中学生が対象ですよね。高校生や大学生はもちろんですけれども、大人になって児童書を読みたい方もたくさんいらっしゃるのでは、可能ならば、ということで、裾野を広げるということは無理があるのでしょうか。その一点だけお尋ねします。

○**栗原教育長** 対象者の拡大ということでございます。池田図書館長、お願いします。

○**池田図書館長** これにつきましては、まず電子図書館自体は市内在住、在勤、在学者が利用できる契約となっております。電子図書館の事業主から、特例ということで立川市以外の方でもこうした震災の緊急対応で人道的な支援策を求めているものがあるということに対して、

事業者のご配慮で小・中学生限定でサービスを開始した経過がありまして、今のところ高校生、大学生、大人まで対象を広げるといったことについては話し合いをもっておりません。石本委員がおっしゃったことに対しましては、サービス運営会社にお伝えしますが、少し難しいのかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 石本委員から貴重なご意見を頂きました。小・中学生だけではなくて、輪島市で多くの方が被災されていますので、そういった中で対象を拡大できないかというご提案でございました。これは事業者が絡んでいることで、今も特例ということで池田館長から説明がありましたが、現状はそういった状況だということでご説明させていただきました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

これで3報告(2)石川県輪島市の小・中学生等に対する「たちかわ電子図書館」の電子書籍閲覧サービスの提供について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

それでは、続きまして1議案(1)議案第14号、教育委員会職員の人事異動について、に入ります。

会議の冒頭で本案件については非公開として取り扱うことと決定しております。傍聴の方は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時05分休憩

午後3時06分再開

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回第7回定例会は、令和6年4月12日金曜日13時30分から、210会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和6年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後3時09分

署名委員

.....

教育長